

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、第6条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第23条第2項、第25条第1項、第26条第2項及び第29条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、常任委員の所属及び特別委員の在任期間について定めるとともに、規定を整備するため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</u></p> <p>第2条 <u>議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p>2 <u>常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、別表のとおりとする。</u> (特別委員会の<u>設置等</u>)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u> (公聴会開催の<u>手続</u>)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。 (公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を<u>聴こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する</p> <p>2 (略) (公述人の発言)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 (略) (参考人)</p> <p>第29条 (略)</p>	<p><u>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)</u></p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、別表のとおりとする。 (特別委員会の<u>設置</u>)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公聴会開催の<u>手続</u>)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。 (公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を<u>聞こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略) (公述人の発言)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 (略) (参考人)</p> <p>第29条 (略)</p>

<p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
--	--